

こども医療費助成に
係る貸付制度
事務取扱マニュアル
(医療機関用)

平成29年4月

沖縄県保健医療総務課

目 次

1. こども医療費助成事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 貸付制度フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. こども医療費助成に係る「貸付制度」導入に伴う医療
機関等の事務について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 貸付制度の事務処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1. こども医療費助成事業の概要

1. 制度の趣旨

- ・こども医療費助成事業は、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。

2. 実施主体 市町村

3. 助成の方法

- ・県は、市町村が実施するこども医療費助成制度について、対象経費の2分の1を補助する。
- ・市町村は、保護者が医療機関で負担した医療費の自己負担分について助成する。

4. 制度の経過

- ・平成6年度から県の単独補助事業として0歳児を対象に助成制度を開始した。平成7年度以降は、全ての市町村で実施されている。
- ・平成11年10月には、県の助成対象年齢を2歳児まで引き上げ、平成15年10月からは、入院のみ対象年齢を4歳児までに拡大した。
- ・平成19年10月からは所得制限の導入、一部負担金の見直しと併せて、対象年齢を入院は就学前まで、通院は3歳児までに拡大した。
- ・平成24年10月からは、所得制限の廃止と併せて、対象年齢を入院は中学卒業まで拡大した。
- ・平成25年11月からは、新たな給付方式として自動償還方式を導入した。
- ・平成27年10月からは、通院の対象年齢を就学前まで拡大した。

5. 制度の概要

対象年齢 ※1	通院（就学前児まで） 入院（中学卒業児まで）	助成対象	医療保険各法の適用を受け る医療費の自己負担金（高 額療養費等は控除）
所得制限	なし	一部 負担金 ※2	通院（3歳児以上の就学前児 は医療機関ごと月1,000円） 入院（なし）
給付 方法	自動償還	補助率	県 1/2 市町村 1/2

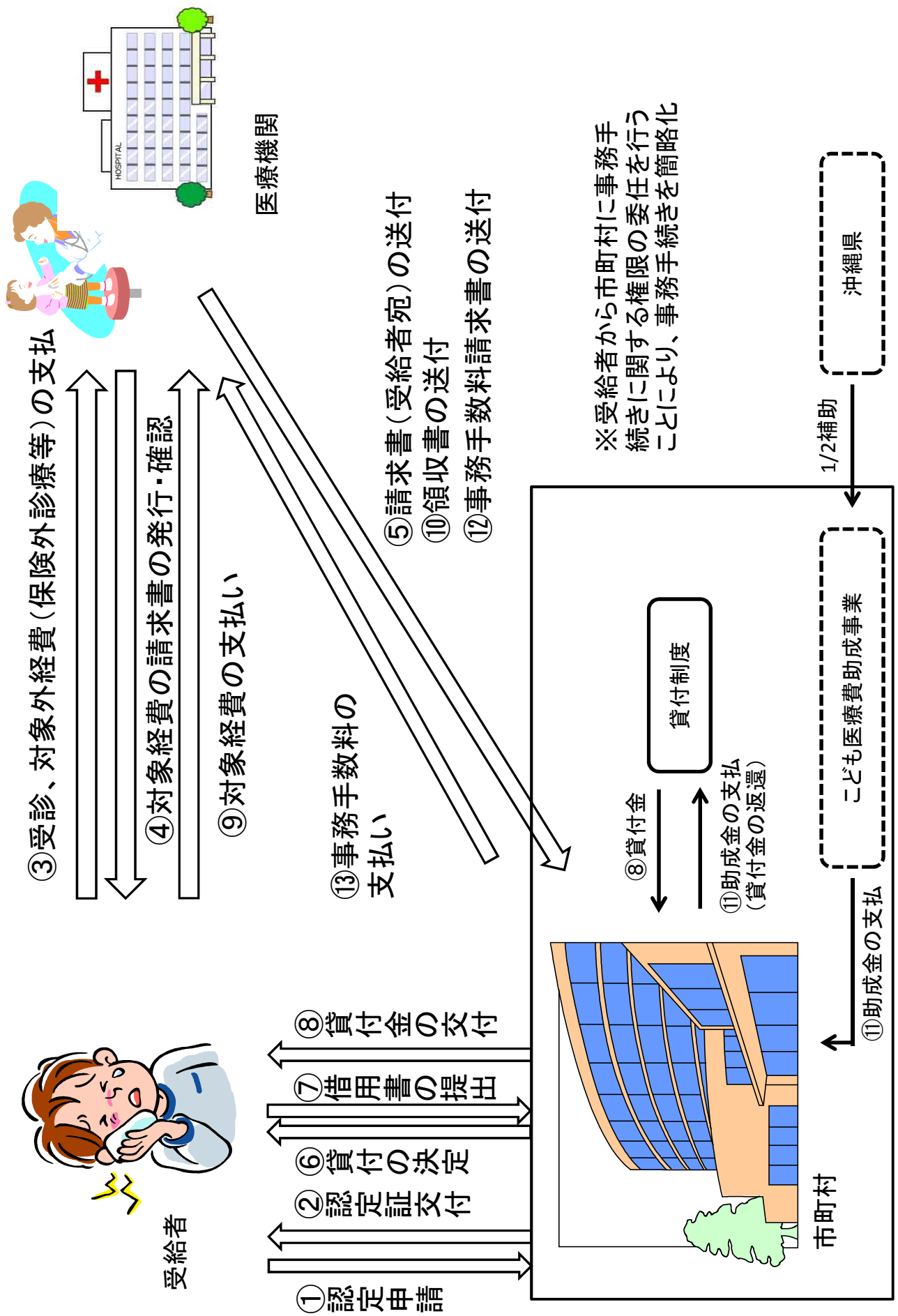
※1 対象年齢の拡大をしている市町村もあります。

※2 一部負担金は、助成対象経費から控除する額

6. 沖縄県こども医療費助成に係る貸付制度について

- ・こども医療費助成対象児が県内医療機関等で受診するにあたり、資格認定証を提示することにより、医療機関等への自己負担金の支払いを保留し、その後、市町村から受給者に交付される貸付金により、受給者が医療機関に自己負担金を支払う制度です。
- ・保険診療医療費（入院・通院分）が原則、対象となります。
- ・対象者へは、市町村より「資格認定証（貸付制度）」（県内統一）を配布

2. こども医療費助成事業の貸付制度のフロー図



3. こども医療費助成に係る「貸付制度」導入に伴う医療機関等の事務について

1. 医療機関における事務の内容について

(1) 資格認定証（貸付制度）の確認

こども医療費助成に係る貸付制度の資格者（以下、「受給者」とする。）であることを窓口で確認をお願いします。また、市町村あての返送用封筒の受け取りをお願いします。

資格認定証は、県内統一の仕様になります。（色：水色）

(2) 診療等に係る一部負担金のうち対象経費の徴収を保留

対象のお子さまが受けた保険適用となる医療費については、保険負担割合に基づく一部負担金（自己負担金）の徴収の保留をお願いします。

ただし、保険診療外経費等はこれまでと同様に、費用の徴収をされるようお願いいたします。

(3) 一部負担金（対象経費）の受給者あて請求書の作成

月毎に受給者あて請求書を作成し、その月の最後の診療のときに受給者に提示した後、返送用封筒で該当市町村に期限までに送付するようお願いいたします。

【提出期限】 毎月10日まで

※提出期限が土・日・祝祭日の場合は、その翌日以降の最初の営業日までとします。

※提出期限を過ぎた場合は、保留した自己負担金のお支払いが遅れることがあります。

※請求書の様式は、任意様式（8頁参照）となりますが、診療日、レセプトの点数、保険診療及び保険外診療、請求額等を記載していただきますようお願いいたします。

※市町村は、必要事項を確認できない場合、医療機関に連絡することがあります。

※窓口での徴収を保留する経費について

①窓口での徴収を保留する経費：

医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の対象となる療養

②窓口で徴収する経費：

保険診療外経費、入院時食事療養費、選定療養費（紹介状なしで大きな病院を受診したときの初診加算料など）

※納付書の発行について

受給者が保留した自己負担金（対象経費）を確実に支払うために、医療機関が納付書（自己負担金を金融機関で支払いをするための納付書等）を発行することを推奨しています。

納付書が発行できる医療機関は、請求書の送付後に市町村からの連絡を受け、返送用封筒により市町村に納付書の送付をお願いします。

市町村は、医療機関から送付された納付書を貸付金の交付のときに、受給者にお渡しし、金融機関でのお支払いを促します。

(4) 支払いの確認及び領収書の送付

保留した自己負担金（対象経費）が支払われたときは、受給者あての領収書を発行し、返送用封筒で市町村あてに送付をお願いします。

※ 市町村に領収書を送付することにより貸付金の返済が行われます。

※ 受給者に対しては、医療機関から市町村に領収書を送付するようお願いしています。

（受給者に貸し付けた月の翌月 7 日まで）

**※貸付制度で支払われた自己負担金は、自動償還の報告に含めないでください。
二重払いの防止にご協力をお願いします。**

(5) 保留した自己負担金（対象経費）の支払いがない場合

保留した自己負担金（対象経費）が市町村に請求書を送付した月の翌月 10 日までに支払われない場合は、市町村に連絡をお願いします。市町村と連携して自己負担金の支払いを督促することになります。

2. 事務手数料について

(1) こども医療費助成に係る貸付制度に要する事務手数料として、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに 1 件（レセ）当たり 16 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）を交付します。

(2) 事務手数料の請求権は、保留した医療費の支払いに関する領収書を市町村が受領した時点で発生します。

(3) 事務手数料の交付は、医療機関から市町村に請求後（参考様式 10 頁）に、指定の口座へ振込みします。

3. 請求書（自己負担金）の作成方法について

請求書は、任意様式（参考様式 8 頁）になりますが、診療月日、入院・外来区分、診療日数、保険請求点数、一部負担額、領収済額、請求額等を記載してください。これらの事項が記載されている請求書が複数ある場合は、総括表（参考様式 9 頁）を作成し別添にまとめて作成しても構いません。

4. 貸付制度受給者の債権管理について

制度の受給者の債権管理は、市町村との連携を図る必要があるため、制度利用者とわかるように管理する必要があります。

4. 保険医療機関等における

貸付制度の事務処理方法

手順

- 1 こども医療費助成に係る貸付制度の資格者であることを『資格認定証(貸付制度)』で確認する。
- 2 市町村あての返送用封筒を受け取る。
- 3 国保・社保等による一部負担金のうち対象経費の徴収を保留する。
- 4 月ごとに受給者あて請求書を作成し市町村に送付する。
- 5 請求書を送付した翌月の10日までに支払いを確認する。支払いを確認したら、領収書を作成し、市町村に送付する。

1 貸付制度の資格認定証を確認する。

【保険証との突合確認】

国保・社保等保険証とこども医療費助成貸付制度の資格認定証との照合を行い、氏名や生年月日等により同一人物であることを確認します。

【有効期間の確認】

診療を受けようとする日が、資格認定証に記載の資格有効期限内であるかを確認します。

「保険証」と「資格認定証」との双方を確認してください。利用者の方には、「資格認定証」は診療の都度提示するようお願いをしています。

資格認定証には資格有効期限を明記してあります。資格有効期限を過ぎている場合は、利用することができません。

2 市町村あての返送用封筒を受け取る。

【返送用封筒の受け取り】

請求書、納付書及び領収書の送付のため、返送用封筒が必要になりますので受給者から受け取りをお願いします。

受給者が、返送用封筒を忘れた場合など、受け取りが困難な場合は、市町村あてご連絡をお願いします。

3

国保・社保等による一部負担金のうち対象経費の徴収を保留する。

【徴収を保留した自己負担額の記録】

自己負担額(対象経費)の請求書は月毎に作成するため、徴収を保留した自己負担額をその都度記録します。

保険適用外診療等は対象外のため窓口で徴収する必要があります。

4

月ごとに受給者あて請求書を作成し市町村に送付する。

【請求書の作成】

記録しておいた徴収を保留した自己負担額を診療月で累計し、受給者あての請求書を作成します。当該月の最終診療日に受給者に提示し、返送用封筒で市町村あて送付します。

5

請求書を送付した翌月の10日までに支払いを確認する。
支払いを確認したら、領収書を作成し、市町村に送付する

【自己負担金(対象経費)の支払いの確認】

自己負担金(対象経費)が市町村に請求書を送付した月の翌月10日までに支払いされたか確認をします。

市町村は送付された領収書により貸付金の返済処理を行います。

【領収書の送付】

支払いを確認すると、領収書を作成し、市町村あてに返送用封筒で送付します。

貸付制度による自己負担金は、自動償還方式では報告をする必要はありません。

【自己負担金(対象経費)の支払いがない場合】

支払いが確認できない場合は、市町村に連絡し、連携して受給者に対し督促を行います。

督促後に受給者から支払いが行われた場合は、領収書を市町村に送付します。

参 考 资 料

こども医療費資金貸付資格認定証(様式)

- こども医療費資金貸付資格認定証は、対象者の方へ市町村より発行します。
- 資格認定証の様式については、県内統一の仕様になります。【色:水色】
- 医療機関等の窓口において、「資格認定証」の確認をお願いします。

(表面)

こども医療費資金貸付資格認定証	
市町村名	
受給者番号	
対象児童	住 所
	ふりがな 氏 名
	生年月日
有効期限	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び 印	沖 縄 県 〇 〇 市(町村)長 <input type="checkbox"/> 印
交付年月日	

※資格有効期限を確認してください。

※市町村によっては、父子母子医療費助成等を含む場合があるため、「〇〇資金貸付資格認定証」の下線部の表示が異なることがあります。

こども医療費助成貸付制度(医療費)請求書

住所
氏名

様

市町村名

受給資格証番号

子の氏名

生年月日

平成 年 月 日

医療費内訳書

診療月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
一部負担割合	2割・3割	2割・3割	2割・3割	2割・3割
入院・外来区分	入院・外来	入院・外来	入院・外来	入院・外来
入院診療日数	日	日	日	日
保険請求点数(額)	(円)	(円)	(円)	(円)
	点	点	点	点
一部負担額	円	円	円	円
公費区分				
公費請求点数	点	点	点	点
公費一部負担額	円	円	円	円
領収済額	円	円	円	円
請求額	円	円	円	円
食事療養	保険請求分	円	円	円
	標準負担分	円	円	円
	公費請求分	円	円	円
	公費標準負担分	円	円	円
処方せん発行区分	有・無	有・無	有・無	有・無

上記のとおり診療を行い、所定の一部負担金を請求します。

医療機関コード

平成 年 月 日

所在地
医療機関等 名称
開設者氏名
電話番号

印

こども医療費助成貸付制度(医療費)請求総括表

住 所
氏 名 様

市町村名	
受給資格証番号	
子の氏名	
生年月日	平成 年 月 日

診療月	平成 年 月分
一部負担額	円
領収済額	円
請求額	円

(内訳:別添 枚)

子ども医療費助成等に係る貸付制度事務取扱手数料請求書

金 円

ただし、沖縄県子ども医療費助成等に係る貸付制度に関する事務取扱契約書第7条に基づく事務手数料を上記のとおり請求いたします。

区分	件数
月送付分	

〇〇市町村長 様

平成 年 月 日

医療機関等

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

印

金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	-----

記入例

子ども医療費助成等に係る貸付制度事務取扱手数料請求書

金 240 円

ただし、沖縄県子ども医療費助成等に係る貸付制度に関する事務取扱契約書第7条に基づく事務手数料を上記のとおり請求いたします。

区分	件数
12月送付分	15件

〇〇市町村長 様

平成28年 12月 15日

医療機関等

所在地 〇〇市△△ □-〇

名称 〇〇病院

代表者氏名 □□ △△

電話番号 098-000-0000

印

金融機関の名称	〇〇銀行
預金の種類	普通預金
口座番号	0000000
口座名義	〇〇ビョウイン インチョウ □□ △△
	〇〇病院 院長 □□ △△

関係機関連絡先

■沖縄県子ども医療費助成事業

事務取扱マニュアル・様式のダウンロード

沖縄県のホームページから

トップページ → 県の組織 → 保健医療部 → 保健医療総務課

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hokeniryu/somu/kasituke.html>

■沖縄県子ども医療費助成事業全般に関するお問い合わせ

沖縄県保健医療部 保健医療総務課 総務班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL:098-866-2169 FAX:098-866-2638

■市町村子ども医療費助成制度及び資格認定証に関するお問い合わせ

市町村名	担当課	連絡先	FAX	住所
那覇市	子育て応援課	098-861-6951	098-917-2391	那覇市泉崎1丁目1番1号
浦添市	児童家庭課	098-876-1234(3611)	098-879-7190	浦添市安波茶1丁目1番1号
糸満市	児童家庭課	098-840-8131	098-840-8154	糸満市潮崎町1丁目1番地
宜野湾市	児童家庭課	098-893-4411(342)	098-893-4450	宜野湾市野嵩1-1-1
沖縄市	こども家庭課	098-939-1212(2125)	098-934-3835	沖縄市仲宗根町26-1
うるま市	児童家庭課	098-973-4983	098-973-9819	うるま市みどり町一丁目1番1号
名護市	子育て支援課	0980-53-1212(110)	0980-53-7825	名護市港一丁目1番1号
宮古島市	児童家庭課	0980-73-1966	0980-73-1967	宮古島市平良字西里186番地
石垣市	児童家庭課	0980-82-1704	0980-82-1580	石垣市美崎町14番地
豊見城市	子育て支援課	098-850-0143	098-856-7046	豊見城市翁長854番地1
南城市	児童家庭課	098-946-8995	098-946-8896	南城市大里字仲間807番地
国頭村	福祉課	098-041-2765	0980-41-2914	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	0980-44-3139	大宜味村字大兼久157番地
東村	福祉保健課	0980-43-2202	0980-43-3050	東村字平良804番地
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-1234	0980-51-5833	今帰仁村字玉城163-2
本部町	福祉課	0980-47-2165	0980-47-2185	沖縄県国頭郡本部町字東5番地
伊江村	医療保健課	0980-49-2234	0980-49-5851	沖縄県国頭郡伊江村字東江前459
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	0980-46-2956	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2137	0980-45-2700	伊是名村字仲田1385-11
恩納村	福祉健康課	098-966-1207	098-966-1266	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253	098-968-5504	宜野座村字宜野座296番地
金武町	保健福祉課	098-968-3559	098-968-6275	沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
読谷村	こども未来課	098-982-9240	098-982-9210	読谷村字座喜味2901番地

市町村名	担当課	連絡先	FAX	住所
嘉手納町	子ども家庭課	098-956-1111(159)	098-956-9508	嘉手納町字嘉手納 588 番地
北谷町	子ども家庭課	098-982-7709	098-982-7715	北谷町字桑江226番地
北中城村	福祉課	098-935-2233(253)	098-982-0345	沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2
中城村	健康保険課	098-895-2131	098-895-3048	沖縄県中頭郡中城村字当間176番地
西原町	健康推進課	098-945-4791	098-944-6551	西原町字与那城140番地の1
八重瀬町	児童家庭課	098-998-7163	098-998-7164	八重瀬町字具志頭659番地
与那原町	子育て支援課	098-945-6520	098-946-4597	沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
南風原町	こども課	098-889-7028	098-889-7657	南風原町字兼城686番地
久米島町	福祉課	098-985-7124	098-985-7120	久米島町字比嘉2870番地
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322	098-987-2560	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
座間味村	総務・福祉課	098-896-4045	098-987-2004	沖縄県島尻郡座間味村字座間味109
粟国村	民生課	098-988-2017	098-988-2206	粟国村字東367番地
渡名喜村	民生課	098-989-2317	098-989-2197	渡名喜村1917-3
南大東村	福祉民生課	09802-2-2116	09802-2-2813	沖縄県島尻郡南大東村字南144-1
北大東村	福祉衛生課	09802-3-4567	09802-3-4103	北大東村字中野218番地
多良間村	住民福祉課	0980-79-2623	0980-79-2664	多良間村字仲筋99-2
竹富町	健康づくり課	0980-82-6191	0980-82-4333	石垣市美崎町11番地1
与那国町	長寿福祉課	0980-87-3575	0980-84-8633	与那国町字与那国129